

保証金百五十円ヲ三ヶ年賦ニテ承諾スル様旨提案ヲ示シ
タルニ従業員側ハ之レニ應ジタルヲ以テ翌八日事業主ヲ招
致シ右案ヲ示シタルニ之ニ反対セリ

取側ニ於テハ従業員ニ同情シ就業ヲ認メ居リシカ勞資間ノ
対立ハ依然トシテ解決セザルタメ新島取長ハ本月二十二日
二十四日ノ両日ニ亘リ勞資双方ヲ取長室ニ招致シタルニ

事業主側 三輪仙ニ以下三名

従業員側 湯川福治以下五名

弁護士 今田深三郎以下三名

出席シ取長ヨリ左ノ案ヲ提示シ円満解決ヲ獲得シタルニ
事業主側ハ之ヲ承諾シタルモ従業員側ハ即答ヲ避ケ抗議ノ
上何分ノ回答スヘント称シ退出セリ

記

ハ保証金ハ既ニ納入シタル金額ヲ引キ残額ノ半分ヲ即納

シ残金ハ昭和十一年中ニ納入スルコト

ハ揚銭ノ滞納金ハ去年八月迄ニ隨時納入スルコト

ハ新規定ニ依ル十四五十銭ノ揚銭ハ実施スルコト

従業員側ハ対策協議ノ結果永年勤続者ニ対シ新採用者ト

合一ノ保証金ヲ納入セシムルハ不当ニシテ又揚銭十円五十

銭ハ現在ノ收入ニテハ到底納入シ得サルヲ以テ能ク抵抗等

スルコトニ決定 本月二十五日従業員側ハ石井助役ヲ訪

問シ事情ヲ述ヘ調停案ニ應スル能ハサル旨回答セリ

右及申(通)報候也